

議案第 1 1 4 号

松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する  
条例

第 1 条 松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「100 分の 65」を「100 分の 80」に改める。

第 2 条 松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「681,000 円」を「667,000 円」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「100 分の 65」を「100 分の 72.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 80」を「100 分の 72.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の松阪市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。